岡山海区漁業調整委員会委員選任要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、岡山海区漁業調整委員会の委員(以下「委員」という。) の選任の手続等について、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」と いう。)及び漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号。以下「省令」と いう。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1)漁業者委員 岡山海区に沿う市区(9市区)の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者(1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)をいう。
 - (2) 学識委員 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者をいう。
 - (3) 中立委員 岡山海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう。
 - (4) その他委員 前各号に掲げる者以外の者をいう。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、15人とする。

(委員候補者の選任方法)

第4条 委員候補者の選任方法は、推薦及び募集とする。

(委員候補者の資格)

- 第5条 委員として推薦を受ける者(以下「被推薦者」という。)及び募集に応募する者(以下「応募者」という。)は、漁業に関する識見を有し、岡山海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 法第138条第4項各号に掲げる者
 - (2) 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に 規定する暴力団員等
 - (3) 岡山県議会議員
 - (4) 岡山県職員

(推薦者の資格)

- 第6条 次に掲げる者又は団体は、委員を推薦する者(以下「推薦者」という。) となることができない。
 - (1) 岡山県議会
 - (2) 岡山県議会議員

(推薦及び募集の手続)

- 第7条 推薦者又は応募者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる 書類に必要事項を記載し、郵送又は持参により知事に提出するものとする。
 - (1)推薦の場合 岡山海区漁業調整委員会委員推薦書(様式第1号又は様式 第2号)及び履歴書(様式第4号)
 - (2) 応募の場合 岡山海区漁業調整委員会委員申込書(様式第3号)及び履 歴書(様式第4号)

(推薦及び募集の周知)

- 第8条 推薦及び募集の期間はおおむね1か月間とする。
- 2 前項の規定に関わらず、知事が必要と認めたときは、推薦及び募集の期間を 延長することができるものとする。
- 3 推薦及び募集に当たっては、必要な事項を県ホームページに掲載して周知 するものとする。

(推薦及び募集の状況の公表)

第9条 知事は、推薦及び募集の期間の中間並びに推薦及び募集の期間の終了後に遅滞なく、県ホームページにおいて、省令第45条に規定する事項を公表するものとする。

(委員候補者の評価)

第10条 知事は、第5条に規定する資格を満たした被推薦者及び応募者について、岡山海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し、その評価の意見を求めるものとする。

(委員の選任)

第11条 知事は、評価委員会の意見を受け、委員候補者を決定し、当該候補者 について岡山県議会の同意を得た上で委員に任命し、辞令を交付するものと する。

(委員の補充)

- 第12条 知事は、委員について、罷免、失職若しくは辞任により欠員が生じ、 法第138条第5項若しくは第7項に規定する要件を満たさなくなった場合 又は岡山海区漁業調整委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合に は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに委員を補充するものとする。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月20日より施行する。